

第四編 総務

◎個人情報の取扱いに関する規程

平成十六年四月一日施行

(目的)

第一条 この規程は、学校法人跡見学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、学生及び教職員等に関する個人情報の取扱いについて個人情報管理者及び個人情報取扱者の責務を明らかにし、もって学園における個人情報の適正な管理及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「学生及び教職員等」とは、現在及び過去の学生、生徒及びその保証人並びに役員、評議員、教職員、校友その他これらに準ずる者をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、学園が業務上保有する学生及び教職員等に関する情報（学術研究の用に供する情報を除く。）

第四編 総務 個人情報の取扱いに関する規程

以下同じ。）のうち、電子計算機で体系的に作成し管理する電子データであつて、特定の個人が識別されるものをいう。

3 この規程において「個人情報管理者」とは、個人情報の適正な管理について最終責任を負う者で、学園が設置する各学校の長及び法人事務局長（以下「所属長」という。）又は所定の個人情報について所属長が適正な管理を委任する部門の長をいう。

4 この規程において「個人情報取扱者」とは、業務として個人情報を取り扱う教職員をいう。

(個人情報管理者及び個人情報取扱者の責務)

第三条 個人情報管理者（第二条第三項により委任された部門の長を含む。以下同じ）は、この規程に基づき、率先して個人情報の適正な管理及びプライバシー保護の任に当たるとともに、個人情報取扱者の指導・監督に努めなければならない。

2 個人情報取扱者は、この規程及び個人情報管理者の指示を遵守して個人情報の適正な管理及びプライバシーの保護に努め、決して業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

3 個人情報取扱者は、新たな業務のため個人情報を取得する場合は、予め所属の個人情報管理者の許可を受けなければならない。

(取得の制限)

第四条 個人情報の取得は、業務上の使用目的に必要な範囲に限定

第四編 総務 個人情報の取扱いに関する規程

するものとし、私的な目的又は個人の思想、信条若しくは宗教について調査する目的をもって行つてはならない。

2 個人情報は、その使用目的を明示して対象となる本人から公正妥当な手段によつて取得しなければならない。ただし、危害又は失墜等やむを得ない理由により、本人から個人情報を取得することができない場合は、第三者から取得することができる。

(利用の制限)

第五条 個人情報は、これを所定の使用目的とは異なる他の目的のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意がある場合
二 法令の定めがある場合
三 前各号のほか、理事長が特に必要と認めた場合

(危険防止及び維持管理)

第六条 個人情報管理者は、所管の個人情報について安全性及び信頼性を確保し適正に管理するため、当該個人情報への不正な侵入並びにその漏えい、滅失、き損及び改ざん等の危険防止に関し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、所定の使用目的の必要に応じ、所管の個人情報を最新又は最善の状態に保つよう維持管理に努めなければならない。

3 個人情報管理者は、所管する個人情報の保存、編成、加工及び廃棄等について、必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求)

第七条 学生及び教職員等は、予め本人であることを明らかにして、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該個人情報管理者に提出するものとする。

3 個人情報管理者は、本人から当該個人情報の開示請求があつた場合は、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示しないことが正当な理由があると認められる場合は、当該個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

(訂正・削除の請求)

第八条 学生及び教職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認められる場合は、予め本人であることを明らかにして、その訂正又は削除を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該個人情報管理者に提出するものとする。

3 個人情報管理者は、本人から当該個人情報の訂正又は削除の請求があつた場合は、すみやかに調査・点検のうえ、必要な措置を